

再評価および対応方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	一	事業名	補助道路整備事業	事業主体	滋賀県
		施設名	一般県道宇治田原大石東線 (龍門工区)	施行箇所	大津市

(意見)

本事業は、滋賀県道路整備マスタープラン（道路整備の基本方針）を具体化した将来 10 年間の道路整備計画である「滋賀県道路整備アクションプログラム 2018」に位置付けられている重要な事業である。

新名神大津スマート I C との一体整備により、道路利用者の利便性向上や産業振興への支援、第三次救急医療機関までの迅速な救急搬送による広域的な高度医療体制の充実、アクセス機能の強化による新たな観光ルートの構築に期待できる。

事業に着手したところ、全体事業費に 9.5 億円の増額が今回必要となった。そこで、費用対効果分析を実施したところ、事業全体での費用便益比が 2.4、残事業での費用便益比が 2.1 となり、当該事業は社会的に有用であり事業継続の妥当性が認められる。

以上のことから、県の対応方針（案）のとおり、事業を継続実施することが妥当であると判断する。